

## 意見書

平成19年3月2日

総務省電気通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがししんぱし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがししんぱし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびー かぶしがいしゃ  
氏 名 BBテクノロジー株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがししんぱし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう しーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがししんぱし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」の検討アジェンダ案に関する意見募集  
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「『ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会』の検討アジェンダ案に関する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

## 総論

IP化の進展等により、情報通信サービス基盤(情報通信インフラ)は基本的なコミュニケーション手段の提供基盤にとどまることなく、インターネットを活用した遠隔医療、教育等をはじめとする幅広い分野への活用が期待されているところです。このように、電気通信事業者に対する社会的要請やお客さまのニーズが多様化する中、弊社共としては、全ての国民に対する高度な文化的生活と教育の実現に向けその一翼を担うべく、「総合デジタル情報カンパニー」として引き続き高品質で多様な通信サービスを提供して行く所存です。

全ての国民が高度な文化的生活と教育を享受できる環境を実現するためには、情報通信インフラの整備・維持が不可欠であり、この度、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの」と定義されるユニバーサルサービスの将来像に関して、その内容及び実現手段等に関し幅広く検討されることについて、弊社共は賛同します。

弊社共のユニバーサルサービスの在り方に関する基本的な考え方は以下のとおりです。

- ・ 全ての国民に対する高度な文化的生活と教育を実現すべく、時代に対応したユニバーサルサービスを確保することが必要。
- ・ そのためには、NTT東西が保有する情報通信インフラを真にオープン化することを目的としたアクセス回線網分離の実現や電気通信事業者間における設備共用等の推進により、情報通信インフラを効率的に構築・維持するとともに、それらを全ての電気通信事業者が公平に利用できる環境(ルール)を整備し、多数の電気通信事業者による自由なサービス競争が展開されるようにすべき。
- ・ ユニバーサルサービスの確保にあたっては、前述のとおり各電気通信事業者が有するリソースを最大化・最適化することをまず第一に考えるべきであり、安易に基金制度や補助金等による設備構築・維持が検討されるべきではない。

今回総務省殿にて作成されたアジェンダ案は、上記の観点からユニバーサルサービスを検討するにあたり、必要な項目はほぼ網羅されていると考えられ、当アジェンダ案に沿ってユニバーサルサービスの将来像の検討を行うことに基本的に賛同します。なお、アジェンダの中でも、「ユニバーサルサービスの範囲」及び「ユニバーサルサービスの確保(コスト負担方法)の在り方」について特に重点的に議論を行って頂きたいと考えます。

以下に、アジェンダ案の各項目についての弊社共の具体的な見解を述べさせていただきます。

検討事項	具体的内容																														
ユニバーサルサービスの範囲	<p data-bbox="629 336 1975 459">- ユニバーサルサービスの範囲については、対象となるサービス／機能とその提供に用いられる技術を整理して検討する必要があります。一例として、以下のような表を用いてどのようなサービス／機能をどのような技術と組み合わせる対象とすることが適当であるかについて検討すべきであると考えます。</p> <table border="1" data-bbox="775 528 1946 959"> <thead> <tr> <th data-bbox="775 528 1032 603"></th> <th colspan="5" data-bbox="1032 528 1946 603">ユニバーサルサービス提供に利用する技術</th> </tr> <tr> <th data-bbox="775 603 1032 678">ユニバーサルサービス対象 (サービス／アプリケーション)</th> <th data-bbox="1032 603 1211 678">固定電話 (PSTN)</th> <th data-bbox="1211 603 1391 678">FWA</th> <th data-bbox="1391 603 1570 678">ブロードバンド</th> <th colspan="2" data-bbox="1570 603 1946 678">携帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="775 678 1032 759">固定音声通話</td> <td data-bbox="1032 678 1211 759"></td> <td data-bbox="1211 678 1391 759"></td> <td data-bbox="1391 678 1570 759"></td> <td colspan="2" data-bbox="1570 678 1946 759"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 759 1032 857">ブロードバンド</td> <td data-bbox="1032 759 1211 857"></td> <td data-bbox="1211 759 1391 857"></td> <td data-bbox="1391 759 1570 857"></td> <td colspan="2" data-bbox="1570 759 1946 857"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 857 1032 959">携帯 (音声+モビリティ/ パーソナル)</td> <td data-bbox="1032 857 1211 959"></td> <td data-bbox="1211 857 1391 959"></td> <td data-bbox="1391 857 1570 959"></td> <td colspan="2" data-bbox="1570 857 1946 959"></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="629 1010 1975 1331">- 拡大途上にあるブロードバンドをユニバーサルサービスの対象として含めるか否かを検討する場合には、市場状況を勘案することが必要です。特に、光アクセスによるブロードバンドについては、NTT 東西のシェアが拡大し、独占への回帰が進んでいることから、ユニバーサルサービス提供と公正競争確保の関係についても議論することが必要であると考えます。具体的には、光アクセスによるブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとする場合には、少なくとも機能分離等によるアクセス回線網の分離及びアクセス回線網整備の義務化により、NTT 東西と競争事業者間の公正競争環境を保障した上でユニバーサルサービスを確保することが必要であると考えます。</p>		ユニバーサルサービス提供に利用する技術					ユニバーサルサービス対象 (サービス／アプリケーション)	固定電話 (PSTN)	FWA	ブロードバンド	携帯		固定音声通話						ブロードバンド						携帯 (音声+モビリティ/ パーソナル)					
	ユニバーサルサービス提供に利用する技術																														
ユニバーサルサービス対象 (サービス／アプリケーション)	固定電話 (PSTN)	FWA	ブロードバンド	携帯																											
固定音声通話																															
ブロードバンド																															
携帯 (音声+モビリティ/ パーソナル)																															

検討事項	具体的内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 例えば、英国 BT のオープンリーチにおけるユニバーサルサービス義務とアクセス回線網分離の関係等について検証することは、今後のユニバーサルサービスの議論においても有用であると考えます。</li> <li>- また、携帯電話をユニバーサルサービスとするか否かを検討する場合には、以下のような項目についてもあわせて検討される必要があると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ユニバーサルサービスの範囲となるエリアの定義について(居住地域のみであるのか、非居住地域も含まれるのか等)</li> <li>✓ 携帯電話事業者における技術方式の差異について(3G における W-CDMA と CDMA2000 等)</li> <li>✓ ユニバーサルサービスの範囲となるサービス内容・対象について(音声通話、メール等)</li> <li>✓ ローミングや設備共用等による効率的インフラ構築の在り方について</li> <li>✓ 携帯電話のエリア整備に係るコストについて(*1)</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">(*1):「携帯電話サービスにおけるエリア整備の在り方に関する調査研究会」報告書(平成 15 年 3 月 10 日)において、エリア整備に要する費用試算がなされています(別添参照)。その後の携帯電話事業者によるエリア整備の状況等を反映した最新のデータを、議論の参考として使用することも考えられます。</p>
ユニバーサルアクセス概念の是非	<ul style="list-style-type: none"> <li>- インフラに着目する「ユニバーサルアクセス」の概念は、サービスに着目する「ユニバーサルサービス」の概念と異なる新たな考え方であるため、慎重な議論を行うことが必要であると考えます。</li> <li>- 例えば、ユニバーサルアクセスの概念、ユニバーサルアクセスの実現方法・利用技術、ユニバーサルアクセスを確保した上で実現すべきサービス等、より論点を細分化した上での議論が必要であると考えます。</li> </ul>
適格電気通信事業者の指定要件の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 適格電気通信事業者の議論においては、補助とそれに対応する義務との関係を明確にすることが必要です。</li> <li>- 例えば、ボトルネック設備であるアクセス回線網を利用して提供されているサービスをユニバーサルサービスとする場合には、当該アクセス回線網の分離・開放・整備を義務付けることが必要であると考えます。</li> </ul>

検討事項	具体的内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- また、携帯電話をユニバーサルサービスの対象とする場合には、当該事業者が有するネットワーク設備の開放ルールの在り方についても検討がなされる必要があると考えます。</li> <li>- なお、NTT 東西は基金の交付を受けているにもかかわらず、あたかも自社のみでユニバーサルサービスを維持しているかのような広報宣伝活動等を実施していますが、基金による補助を受けている適格電気通信事業者は、ユニバーサルサービスを提供していることを、自社のブランド力向上等の営業上優位となる行動・行為に利用してはならないと考えます。ついては、適格電気通信事業者としてのあるべき行動規範についても議論していただくことを希望します。</li> </ul>
コスト算定の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>- まずは、基金や補助金に頼らずユニバーサルサービスを確保する方策を検討すべきであり、コスト算定方法のみならず、ユニバーサルサービスの提供コスト自体を削減・最小化するための方策について、徹底的な議論がなされる必要があると考えます。</li> <li>- また、ユニバーサルサービスの提供コストの算定については、提供手段を特定の通信手段に限定しないとする技術中立性の考え方の下、効率性及び透明性を確保した上で、コストの最小化を図る手法を検討することが必要であると考えます。</li> <li>- なお、仮に現行の基金制度が継続される場合、交付金の原資は最終的には利用者からの料金収入によって賄われるものであるため、ユニバーサルサービスに係るコストが利用者にとって過大とならないよう配慮することも必要であると考えます。交付金の上限を基礎的電気通信役務の提供に要する費用から当該役務提供により生ずる収益を控除した額とすることや、ベンチマーク方式により補填額を算定するといった現行の仕組みを維持するとともに、その他の補填額抑制の方策についても検討すべきであると考えます。</li> </ul>
コスト負担方法の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>- まずは、前述のとおり基金や補助金に頼らずユニバーサルサービスを確保する方策を検討すべきであると考えます。</li> <li>- その上で、将来的にも適格電気通信事業者が NTT 東西と仮定した上で基金制度について議論をするのであれば、NTT 東西の収益構造を多方面から精査することもあわせて検討する必要があると考えます。精査すべき内</li> </ul>

検討事項	具体的内容
	<p>容の例としては、活用業務収支とユニバーサルサービス収支の関係、NTT 東西が毎月得ている潤沢なキャッシュ(ユニバーサルサービス交付金を含む)が競争に与える影響、電電公社時代から有している不動産の含み益の扱い等があげられます。</p>
その他	<p>【 アクセス回線網分離の必要性 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 総論にて述べたとおり、ユニバーサルサービスを効率的に最小コストで提供するためには、NTT 東西のアクセス回線網分離が不可欠であると考えます。よって、「ユニバーサルサービスの確保(コスト負担方法)の在り方」の議論に際しては、NTT 東西のアクセス回線網の分離(実質的な機能分離等)について、本研究会においても十分な議論を行っていただくことを希望します。</li> </ul> <p>【 無形の利益・効用等の検討 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ユニバーサルサービスの将来像の検討にあたり、現在日本のユニバーサルサービス制度においては採用されていない無形の利益・効用等の考え方についても検討すべきであると考えます。</li> <li>- 例えば、ユニバーサルサービスの提供を行うこと自体にブランド力向上等の便益があるものと考えられるため、ユニバーサルサービス提供を通じて得られるブランド効果の定量化等、無形の利益・効用等についても各種調査及び検証を行うべきであると考えます。</li> </ul> <p>【 海外事例の検討 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ユニバーサルサービスの将来像の検討にあたり、海外における最新の事例や考え方についても調査及び検証を実施し、参考にすべきであると考えます。</li> </ul>

以上

## 携帯電話サービスのエリア整備に関する試算結果

	基地局数	施設整備費	運用経費
ケース 1 夜間人口が101人以上のメッシュのすべてにおいて整備を行う場合	約 2,000 施設～ 約 4,000 施設	約 1,300 億円～ 約 2,500 億円	年間約 50 億円～ 約 100 億円
ケース 2 現在携帯電話サービスのエリア外となっている居住地域のすべてにおいて整備を行う場合	約 10,000 施設～ 約 20,000 施設	約 6,000 億円～ 約 1 兆 2,000 億円	年間約 250 億円～ 約 500 億円
ケース 3 現在携帯電話サービスのエリア外となっている地域(非居住地域を含む。)のすべてにおいて整備を行う場合	約 7 万 3,000 施設～ 約 14 万 7,000 施設	約 4 兆 4,000 億～ 約 8 兆 8,000 億円	年間約 1,800 億円～ 約 3,600 億円

※上記の表は「携帯電話サービスにおけるエリア整備の在り方に関する調査研究会」報告書(平成 15 年 3 月 10 日)の記載を基に作成

以上